

山田町生ごみ処理容器機購入費補助金交付要綱

(目的)

第1 町内の一般家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を推進するため、生ごみ処理機等を購入した者に対し、予算の範囲内で、山田町補助金交付規則（昭和53年山田町規則第4号）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 手動かくはん式生ごみ処理容器 生ごみを手動によりかくはんし、微生物によって分解し、堆肥化又は減量化する容器
- (2) 電動式生ごみ処理機 生ごみを電気の熱や微生物によって分解し、堆肥化又は減量化する機器

(補助対象者)

第3 補助対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 自己の責任において生ごみ処理容器機を設置し、これを適切に維持管理できる者
- (3) 生ごみ処理容器機から生成された堆肥等を自ら適切に処理できる者
- (4) 電動式生ごみ処理機にあつては、補助金の交付を受けた日から5年以上経過している者

(補助対象経費及び補助金額)

第4 補助の対象となる生ごみ処理容器機の種類、補助金額、補助金の上限額及び同一年度内の1世帯当たりの補助基数は、別表のとおりとする。この場合において、補助金額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助基数については、やむを得ない状況で破損、腐食等で使用が不能になった場合は、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、生ごみ処理容器機を購入した日から2月を経過する日又は生ごみ処理容器機を購入した日の属する年度の3月31日のどちらか早い日までに、山田町生ごみ処理容器機購入費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に申請するものとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 生ごみ処理容器機販売証明書（様式第2号）

(2) 領収書の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

（決定の通知）

第6 町長は、第5による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、山田町生ごみ処理容器機購入費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に対し通知するものとする。

（補助金の請求）

第7 申請者は、第6による交付決定通知を受けた後、速やかに山田町生ごみ処理容器機購入費補助金交付請求書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第8 町長は、第7による請求書を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第9 町長は、偽りその他不正行為により補助金の交付を受けた者があるときは、その者から当該補助した額の全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第10 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別表（第4関係）

種類	補助金額	補助金の上限額	同一年度内の1世帯当たりの補助基数
生ごみを微生物の働きによって分解し堆肥化する容器	購入金額（消費税及び地方消費税を含む。）の2分の1の額	30,000円	2基まで
手動かくはん式生ごみ処理容器			1基
電動式生ごみ処理機			